

保 存 期 間 長 期

通達乙総第115号

平成27年5月13日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察署協議会事務取扱要領の制定について

茨城県警察署協議会（以下「協議会」という。）の事務取扱いの適正を図るため、  
このたび、別添のとおり新たに「茨城県警察署協議会事務取扱要領」を制定したので、  
取扱いに誤りのないようにされたい。

## 別添

### 茨城県警察署協議会事務取扱要領

#### 第1 趣旨

この要綱は、警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員の候補者に関する参考資料の提出その他協議会の事務取扱いに関し必要な事項を定める。

#### 第2 候補者に関する参考資料の提出

警察署長（以下「署長」という。）は、協議会の委員を委嘱（委員が欠けた場合における補欠の委員の委嘱を含む。）する必要があると認めるときは、管轄区域内の住民等（住民、当該区域内に通勤等をする者及び当該区域内に事務所を置き、営業等の活動を行う事業者をいう。以下同じ。）及び自治体、学校その他の団体等の関係者の中から委員の候補者を選定し、警察署協議会委員候補者参考資料（様式第1号）により警務部総務課長（以下「総務課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に提出する。

#### 第3 解嘱理由該当の報告

署長は、協議会の委員が、茨城県警察署協議会条例第3条第4項の規定に該当すると認めるときは、警察署協議会委員解嘱理由該当報告書（様式第2号）により、速やかに総務課長を経由して本部長に報告する。

#### 第4 意見の聴取

署長は、協議会からの意見の聴取を次により行う。

- (1) 年に1回、その地域における安全に関する問題に係る業務重点案を提示して、これについての意見を聞く。
- (2) 一定の期間を定め、その終了後速やかに、業務の状況を説明するとともに、その後の業務運営についての意見を聞く。
- (3) その他必要に応じ、住民等がその解決を強く望んでいると認められる事項について隨時意見を聞く。

#### 第5 意見等の報告等

##### 1 協議会の開催結果の報告

署長は、協議会を開催したときは、協議会からの意見、要望等（以下「意見等」という。）に対する対応方針を決めた後、警察署協議会開催結果報告書（様式第3号）により、速やかに総務課長を経由して本部長に報告する。

## 2 協議会からの意見等に対する措置結果の報告

署長は、協議会からの意見等に対する措置を講じたときは、警察署協議会措置結果報告書（様式第4号）により、総務課長を経由して本部長に報告する。

## 第6 協議会委員名簿

総務課長及び署長は、協議会委員名簿（様式第5号）を備え付け、委嘱及び解嘱の都度整理しておく。

## 第7 その他

警察本部における協議会に係る事務は、警務部総務課公安委員会補佐室において行う。

<様式略>